

生涯学習道場（合気道） 会則

（名称）

第1条 本会は、『生涯学習道場』と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、代表者宅に置く。

（目的）

第3条 本会は、次のことを目的とする。

- （1）生涯学習の一環として合気道をすること
- （2）合気道を通じて伝統と文化を学ぶこと
- （3）前各項の活動によって心身の鍛錬を図ること

（活動）

第4条 本会は、前条の目的のために次の活動を行う。

- （1）通常の学習活動
- （2）昇級・昇段審査
- （3）大会など特別活動への参加

（会員）

第5条 本会の会員については、対象を制限しない。但し以下に該当する者を除く。

- （1）会の目的に賛同しない者
- （2）会員の安全・会の秩序を乱す者

（規則）

第6条 会員は、活動中は次の事項を守らなければならない。

- （1）安全・安心に配慮すること
- （2）指導担当者の指示に従って行動すること

（会計）

第7条 会の経費は、会費の収入をもってこれにあてる。

（関係団体）

第8条 本会は、以下の団体の方針に沿って活動する。

- （1）大阪市生涯学習運営委員会
- （2）公益財団法人大阪合気会

（附則）

この会則は、令和3年4月1日から施行する。